

宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）
各種委託事業プロポーザル審査基準

1 基本事項

宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）で実施する事業を委託する事業者を公募により募集し、応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることが確認できた事業者に対し、宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）各種委託事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し決定する。

審査点は、別紙1「宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）各種委託事業プロポーザル審査基準表」（以下「審査基準表」という。）に従い採点を行う。

2 配点

各審査項目に5点又は10点を配分し、満点を75点とする。

3 審査点の算出

審査点の算出は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

4 評価方法

審査点を算出し、総合得点の最も高い者を契約候補者として選定する。

総合得点の最も高い者が複数ある場合は、審査項目のうち、「経済評価」、「提案評価」、「事業者評価」の順に点数が高い者を上位とします。

なお、審査の結果、総合得点が48点に満たない応募者については、契約候補者として選定しない。

5 その他

審査委員会の審査において、提案書の内容等に不明等がある場合は、ヒアリングを実施する。また、提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格とする。なお、審査内容は開示しない。